

## 令和元年度第4回岩国警察署協議会会議録

開催日時	令和2年2月10日（月）午後3時から午後5時10分まで	
開催場所	岩国市麻里布町6丁目15番20号 岩国警察署1階会議室	
出席者	委員	杉岡 滋、新沼淳志、斎藤正則、黒河重彦、杉山良彦、平本登喜子、轟眞由美、笹村一美、若林邦江、藤兼利彦、木村泰博、中村信利、中岡達夫、安村 稔  計14名
	警察署	署長、副署長、地域官、刑事官、交通官、会計主幹、警務課長、警察安全相談課長、留置管理課長、生活安全課長、地域第一課長、地域第二課長、刑事第一課長、刑事第二課長、交通捜査課長、警備課長  計16名
議題	「今後の交通指導取締りの在り方と子供を守る施策の推進状況」について	
<p><b>1 会長挨拶要旨</b>          今年初めての協議会の開催となる。          昨年11月、初めて県下警察署協議会会長会議に出席し、各警察署協議会会長の発表を聞いてきた。          この協議会の会議は、「警察署長からの諮問を受ける」という趣旨となるので、委員の皆様には活発な発言をお願いします。</p> <p><b>2 署長挨拶</b>          省略</p> <p><b>3 概況説明（署長）</b>          (1) 犯罪の起きにくい社会づくりの推進状況          (2) 刑法犯検挙状況          (3) 人身安全対策関係          (4) 交通関係</p> <p><b>4 諮問事項説明（交通官、生活安全課長）</b>          以下の項目に沿って諮問事項の説明を行った。  <b>【交通官】</b>          (1) 交通指導取締りの現状等          (2) 交通事故発生状況・交通指導取締り状況          (3) 今後の交通指導取締り</p>		

**【生活安全課長】**

- (1) 子供に対する声かけ事案等の発生状況
- (2) 子供を犯罪から守るための取組
- (3) 関係機関と連携した児童虐待事案への対策

**5 議事**

**(委員)**

交通指導取締りにノルマがあるのか。

また、私の子供が職場でグループを作り、無事故無違反の注意喚起を行う取組を行っていたため、私もそのグループに入ったところ、自分の無事故無違反歴が分かった。非常に良い取組だと思う。

**(交通官)**

交通指導取締りについてノルマはないが、検挙件数の管理は行っている。

交通違反を検挙することは、交通事故の未然防止につながるものであり、検挙件数を管理することは、交通事故の抑止と交通指導取締りの効果を検証する上で重要なものと考えている。

また、委員から話のあった無事故無違反歴が分かる取組というのは「無事故・無違反コンテスト」のことと思われるが、昨年は、7月から11月までの150日間行われた。このコンテストは、安全運転の習慣付けと交通安全意識・交通マナーの向上による交通事故防止を目的として「交通安全山口県対策協議会」の主催により毎年行われており、今年も4月以降に募集があるので、是非参加していただきたい。

**(委員)**

交通指導取締りを行うことが、交通事故の抑止につながることはよく分かった。

ところで、他県から来たドライバーが、標識を見落として違反するケースも多いと思うが、標識の設置方法を工夫することも交通事故を抑止する方法の一つではないのか。

**(交通官)**

交通指導取締りは、適正な交通規制を前提としたものであるため、交通規制をするのであれば誰でも分かるようにしなければならない。このため、可能な限り分かりやすいところに標識を設置しているが、運転の際は、カーナビ等に頼ることなく、自分の目で標識を確認することが大切である。

**(委員)**

交通違反取締り件数の説明の中で「その他」の取締り件数が多かったが、「その他」とは具体的にはどういった違反をいうのか。また、今後の交通指導取締り方針として説明された「管内の交通情勢に応じた柔軟な取締り活動の実施」とは、具体的にはどういうことか。

**(交通官)**

「その他」の違反としては、一時停止違反や踏切不停止違反・整備不良・無灯火のほか、シートベルト・チャイルドシートの違反等が含まれている。

また、先ほど説明した「管内の交通情勢に応じた柔軟な取締り活動の実施」とは、

○ 管内の道路整備による交通量の変化  
○ 新規出店等による駐車違反実態の変化  
○ あおり運転等、社会的に問題となり管内に波及するおそれのある違反など、その時勢によって社会的、地域的に問題となっている違反に即応した取締り活動を行うという意味である。

(委員)

岩国警察署管内では、具体的にどのような違反を取り締まっていくのか。

(交通官)

ドライバーが横断歩道を意識するよう、横断歩行者妨害の違反を徹底して取り締まることとしているほか、携帯電話の使用による前方不注視の事故が非常に多いことを踏まえた携帯電話の使用に関する取締りや、運転手が停まったつもりでも確実に停止しないと事故につながる恐れがあることから、一時停止は時速ゼロキロメートルという癖付けを徹底するため、一時停止違反の取締りにも力を入れていきたいと考えている。

また、速度が上がれば事故も多くなり、人を発見してもブレーキの反応が遅れ、ぶつかったときにも被害が大きくなることから、速度を落として運転していただきたいので、速度違反についても特に力を入れて取締りを行うこととしている。

(署長)

山口県は、道路の舗装率が良いなどの理由で、速度が比較的高めである。とりわけ、事故直前の実勢速度については、全国と比べて非常に高い。岩国市も全体的に道路の舗装率は良いが、中央分離帯がある2車線の道路が少なく、横断歩道が少ないこともあり、横断歩道を通らない歩行者が非常に多い。去年の交通死亡事故の8割は、自転車や歩行者の道路横断中の事故であることから、運転手・歩行者に対して「交通ルールを守りましょう」という広報を徹底するとともに、速度違反や横断歩行者妨害等の取締りを強化することとしている。

(委員)

横断歩行者妨害の取締りは、具体的にはどのように行うのか。

(交通官)

取締り方法の一つとしては、警察官が横断歩道の近くで待機し、横断歩道に歩行者がいても停まらない車を検挙する方法がある。

(委員)

横断歩道の歩行者に対し、ドライバーが「停まらなければいけない」という意識がないので、そこを変える必要があると思う。

(交通官)

そのとおりで、今は通学路において重点的な取締りを行っており、朝、子供が手を上げて横断歩道を横断しようとしているのに停まらない車を重点的に検挙している。

また、交通安全講習会や安全運転管理者講習等において横断歩行者妨害の違反に関する広報を行うなど、今後も検挙と広報の両輪で対策を進めていきたい。

(委員)

最近、車を運転していて特に気になるのが自転車、特にスピードを出しているロードバイクのマナーの悪さである。このような自転車を取り締まることはできないのか。

(交通官)

自転車も車両であり、交通指導取締りを行っている。例えば、朝、子供の通学時間帯に合わせて、自転車がよく通る通学路に警察官を配置して違反があれば取り締まり、パトカーで自転車の二人乗りやスピードを出し過ぎたりしている自転車を確認した際は、確実に止めて警告票を交付する活動等を行っている。また、自転車利用者が多い学校等には直接赴くなどして、自転車利用者を対象とした交通安全教育も行っている。

(委員)

同じドライバーが何度もあおり運転を繰り返すこともあり、性格的な問題もあると思うが、何か対策はないのか。

(交通官)

現在、あおり運転に対する法改正に向けた動きがあると聞いている。警察としては、暴行罪等の刑法や車間距離不保持等の道路交通法等、現行のあらゆる法律を適用して積極的な検挙に努めている。また、あおり運転は悪質・危険性の高い行為であり、各種講習会や研修会等で広報啓発活動も行っている。万が一、トラブルになった場合は、相手の挑発に乗ることなく冷静に対応し、近くの安全な場所に避難して110番通報していただきたい。

(委員)

車を運転していた際、後方の車との車間距離が近過ぎて怖い思いをしたことがあるが、この車を調べてほしいと言ったら、警察は調べてくれるのか。

(交通官)

ドライブレコーダー等を持参してもらい、運転手や違反車両による車間距離不保持を特定できれば検挙することは可能である。

(委員)

信号無視や逆走等の違反についても、ドライブレコーダーに映っていれば検挙できるのか。

(交通官)

ドライブレコーダーに映っていたからといって、全てが検挙できるものではない。一番大事なことは、その映像で「違反行為」と「違反車両」、「運転手」が特定できるか否かである。

(委員)

交通安全広報車の音楽は古く、今の時代に合っていないのではないかと感じる。

(交通官)

交通安全広報車は岩国市の広報車や交通安全協会の広報車と思われる。そういう意見があったことを伝えておく。

**(委員)**

ボランティアで小学校の登下校の見守り活動を行っているが、良いアドバイスがあればお願いします。

**(生活安全課長)**

防犯パトロールのポイントは、犯罪者に隙を与えないことである。パトロールをする中で、

- 不審者・不審車両がないかをチェックする
- 危ない箇所がないかをチェックする
- 積極的に挨拶等の声を掛ける
- 地域でのコミュニケーションを図る

ことをお願いしたい。

次に子供の見守り活動では、

- 子供たちだけになりがちな場所
- 一人で遊んでいる場所
- 人通りが少ない場所

は特に注意していただきたい。加えてパトロールをする場合は、できる限り複数人で行ってもらいたい。複数人で行うことにより、不審者・不審車両の発見時における早期通報・早期解明につながる。

**(委員)**

ボランティアの方々が小学生の登下校の見守りの際、横断歩道で青になった途端に小学生を早く渡らせようとする傾向にある。本当は、信号が青になったら右、左をよく見て安全確認をした上で渡らせないといけないと思う。ボランティアとして、子供を守るだけでなく交通ルールも守らせないといけないと感じた。

**(生活安全課長)**

交通面と防犯面は表裏一体である。ボランティア活動で、横断歩道の渡り方等、交通ルールを守らせることにより、子供と一体感が生まれ、結果として子供に目が行き届き、防犯にもつながる。

**(署長)**

相手は子供なので横断歩道を渡る際には、「青になってもすぐに渡ったら駄目だよ」と先に声を掛けることが大事である。

**(委員)**

交通指導員の方やボランティアの方が横断歩道で子供が渡る際、旗振りをしているが、この旗振りを過剰にやる人を見掛ける。子供を守るという気持ちでやってもらわないといけない。また、旗振りの人が道路に出過ぎているため、交通事故に遭ったらどうするのかということが心配である。

**(交通官)**

交通指導員の方には委嘱する際、交通整理の仕方や子供への指導方法を教育しており、ボランティアの方には毎年の総会等の機会を通じて説明を行っているが、今後も徹底する。

**(委員)**

平田地区の子供の通学路には階段があるが、防犯灯が設置されたことにより、夜間明るくなったので、非常に良いことだと感じた。このように物理的な対策を講じることも重要だ。

**(生活安全課長)**

現在、岩国市と連携し地域の要望・実情に沿って防犯灯や防犯カメラの設置を依頼しているところである。

また、一昨年からは市町の学校教育課、各小学校とも連携し、通学路の危険箇所について関係機関との合同点検を実施し、安全対策を講じてきた。平田地区の防犯灯の設置は岩国市の補助金を活用し、自治会が警察からの要望・助言を踏まえ地域の実態に即しながら、平成30年度に新設17灯、令和元年度に新設9灯を設置していると承知している。防犯灯は安全対策に有効であり、皆様方の地域でも必要と認められる場所があれば、自治会を通じて要望を上げていただきたい。

**(署長)**

防犯灯の設置は、国道であれば国土交通省、県道であれば県、市道であれば市となる。申請をすればすぐに設置できるわけではないが、申請しないと設置されることはないので、繰り返し申請する必要がある。

**(委員)**

杭名小学校の見守りボランティアの人はよくやっていると感心するが、どんな組織の方が取り組まれているのか教えていただきたい。

**(生活安全課長)**

杭名小学校地区は児童数23人の地区で、見守りボランティアの具体的な活動については、PTA・老人会のほか、地域住民が見守り活動を積極的に行っていると承知している。特に保護者を中心とした33人の方々が学校の安全ボランティアとして見守り活動の登録を行い、登下校時の見守り活動を行っているほか、安全マップの作成や学校周辺の清掃活動等を行い、子供の安全対策を推進している。

**(委員)**

毎朝の通勤時にボランティアの方が必ず児童に寄り添い、安全指導をしているのを見掛けて感心している。

**(委員)**

地域の方々も、最近は軽々しく子供に声を掛けると不審者と間違われる。そのため、目印となるワッペン等を付ければいいなと感じている。

**(生活安全課長)**

悩ましい問題ではあるが、逆に子供たちの危機管理はできていると思う。ワッペン等は学校で決められた物があり、ボランティアの方であれば新年度に子供たちと顔合わせ等をして、子供達の不安を払拭するようにしている。

**(委員)**

児童虐待の通報先は189番なのか、それとも110番なのか。

**(生活安全課長)**

いわゆる189番は児童相談所の虐待対応ダイヤルであるが、緊急の場合は11

0番が良い。

(委員)

「子供を守る」ということは地域の責任であることを改めて感じた。今後も、なるべく近所の子供のことをよく知り、積極的に声を掛け、守ることが安全安心の第一歩になると思う。

## 6 配付資料

- 警察業務説明資料
- 今後の交通指導取締りの在り方
- 子供を守る施策の推進状況について

## 7 次回警察署協議会の開催日程

次回の警察署協議会は、別途調整予定である。